

(意見書案第1号)

子宮頸がん予防ワクチンの供給不足に伴う救済措置を求める意見書

子宮頸がんが若い年齢層に増加している状況を踏まえ、国においては子宮頸がん予防のため、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を創設し、公費助成による子宮頸がん予防ワクチン接種事業が、国民の期待に応えるべく開始されたところである。

釧路市においては、平成23年2月1日より、小学校6年生から中学校3年生を対象に無料接種を開始し、それに合わせ、ワクチン接種率を高めるため、市内小中学校に出向いての意識啓発、市民向け講演会を開催したほか、高校受験を控えた中学校3年生の接種機会を確保するため、医療機関の協力を得て、中学校3年生だけを対象とした接種日を設定したところである。

しかしながら、今般、ワクチンの供給不足が明らかとなり、平成22年度に接種を受けなければ、平成23年度において公費助成の対象外となる年齢の接種機会を喪失する状況となっている。

よって、政府においては、子宮頸がん予防ワクチン接種事業の趣旨を十分認識し、接種対象者の接種機会を確保するよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチン接種事業の接種対象者のうち、平成22年度、中学校3年生でワクチン接種ができなかった者においても、平成23年度に接種機会を確保し、国の責任において実施すること。
- 2 平成23年度において接種対象者を4学年から5学年に拡大することで、更に、ワクチンの供給不足が懸念されることから、平成24年度も同事業を継続すること。
- 3 子宮頸がん予防ワクチンの供給状況を明らかにし、接種対象者の接種機会を喪失することのないようワクチンを十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月11日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
財務大臣 } 宛  
厚生労働大臣 }